

令和 8 年 4 月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第 1 号

令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 1 時 30 分

市役所 5 階 会議室 52・53

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
 - 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
 - 議案第 6 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
 - 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見について
- 5 その他
- 6 閉会

○出席委員

農業委員（18 名）

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員（17 名）

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

藤田清隆委員、丸山和広委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	宮本 敏樹
〃 事務局	丸山 澄江
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 1 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 8 年 4 月総会をはじめさせていただきます。

先日、代表者委員会がございまして、その中でご了承いただいた内容となりますが、今後、農業委員また推進委員の情報共有等の目的ということで、本日のこの総会から総会後に委員同士の意見交換会として連絡会議の時間を若干持ちたいと思います。短時間で考えております。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 18 名、推進委員 17 名中 17 名であります。農業委員 8 番 藤田清隆委員、12 番 丸山和広委員からは、欠席の連絡がありました。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 14 番 武田利彦委員、15 番 小林美代子委員を指名いたします。を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。

なお、事前に、8 番 藤田清隆委員からは、関連ある議案がある旨の連絡がございましたが、本日欠席ですので、よろしく願いいたします。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (矢嶋主査)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、柳沢、〇〇〇〇、間長瀬、〇〇〇〇、柳沢〇〇〇〇、畑、780 平方メートル、賃借している土地を所有権移転するため

番号 2 番、安源寺、〇〇〇〇、上今井、〇〇〇〇、安源寺〇〇〇〇、畑、902 平方メートル、土地の交換のため

番号 3 番、上今井、藤田 清隆、安源寺、松島 正宏、安源寺〇〇〇〇、畑、261 平方メートル、土地の交換のため

番号4番、田上、〇〇〇〇、田上、〇〇〇〇、田上〇〇〇〇、田、581平方メートル、外1筆、総面積1613平方メートル、経営規模拡大のため

番号5番、更科、〇〇〇〇、神奈川県相模原市、〇〇〇〇、牛出〇〇〇〇、田、424平方メートル、経営内容拡充のため

番号6番、間山、〇〇〇〇、千葉県千葉市、〇〇〇〇、間山〇〇〇〇、田、1771平方メートル、経営規模拡大のため

番号7番、越、〇〇〇〇、越、〇〇〇〇、金井〇〇〇〇、田、1627平方メートル、外6筆、総面積6148平方メートル、賃借している土地を所有権移転するため または 経営規模拡大のため

番号8番、豊津、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、294平方メートル、経営規模拡大のため

番号9番、永江、〇〇〇〇、愛知県春日井市、〇〇〇〇、永江〇〇〇〇、畑、753平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から番号9番までの案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号のうち、番号1番から9番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号1番から9番までを原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（宮本局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、申請者、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 金井、〇〇〇〇、金井〇〇〇〇、畑、39 平方メートル、外1筆、総面積 278 平方メートル、共同住宅 敷地、隣接する宅地と申請地に共同住宅を設置したい。

2種農地 法5-②-II 消極的2種

番号2番 竹原、〇〇〇〇、竹原〇〇〇〇、畑、211 平方メートル、農業用倉庫 敷地、申請地にブドウ栽培に必要な農業機械と冷蔵庫等を収納する倉庫を設置したい。

2種農地 法5-②-II 消極的2種

以上でございます。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（宮本局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 金井、〇〇〇〇、安源寺、〇〇〇〇、西条〇〇〇〇、畑、1684 平方メートル、外1筆、総面積 2684 平方メートル、土砂一時転用敷地、申請地を使用貸借し、農業関連団体の新本社建築工事の一時的な土砂の置き場としたい。

農用地区域内 農振農用地同意済 令和8年4月8日 一時転用許可後1.6年間

番号2番 安源寺、〇〇〇〇、間山、〇〇〇〇、間山〇〇〇〇、畑、383 平方メートル、外1筆、総面積 1436 平方メートル、現場事務所 一時転用 敷地、申請地を県単砂防工事の現場事務所としたい。

農用地区域内 農振農用地同意済 令和8年4月13日農地 一時転用0.6年間

番号3番 長野市、〇〇〇〇、竹原、〇〇〇〇、竹原〇〇〇〇、田、570 平方メートル、住宅 敷地、
現在市外のアパート住まいであるが結婚を機に住宅を建築したい。

2種農地 法5-②-II 消極的2種

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第3号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
(説明)

以上、番号1番から60番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における賃借権の設定等を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第4号番号1番から60番については「意見なし」とすることに決しました。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
(説明)

以上、番号1番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における所有権の移転を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしており、本計画の策定に係る要請において支障はないものと考えます。以上であります。以上であります

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について、意見なしとすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって議案第5号を意見なしとすることに決しました。

次に、議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（丸山副主幹）

議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを説明いたします。

農業委員会につきましては、農林水産省における通知に基づき、各年度における最適化活動目標の設定をすることとされております。

今回お示しした設定等につきましては、令和8年度の目標設定となります。

内容としましては、現在、中野市における農家の状況、農地面積、遊休荒廃農地面積、新規参入関係他、目標を示しております。1の農業委員会の状況につきましては、令和6年から変更はございません。

2の農家・農地等の概要につきましては、農家経営体数等について2002年の農林業センサスの数値のため、昨年から変更はございません。

認定農業者認定農業者の経営体数は、農業振興課から経営報告している担い手の農地利用集積状況調査から引用しております。

一番下にあります農地面積につきましては、農林水産省の統計情報として、毎年3月に公表されている数値となっております。

合計が1ヘクタールありませんが、地目ごとの処理と合計の処理の数式が違うためとなっております。

あとまた次の13ページになりますが、次の最適化活動の目標の位置、現状の面積にも、この合計数値は引用されております。

13ページになります。

最適化活動の目標2の目標値につきましては、長野県全体において集積率と目標としまして、令和15年まで長野県全体で60%まで集積することとされております。

中野市では、現況は現況の2830ヘクタールのうち1447ヘクタールが集積されており、現在の集積率は51.1%となっております。

令和15年度までに残り8年分ございますので、60%の集積率を達成するために、251ヘクタールの集積が必要となり、251ヘクタールを8年で割ったところの1年当たりの集積面積が32ヘクタールとなっておりますので、32ヘクタールを数値として目標値として設定しております。

続きまして遊休農地の現状につきましては、昨年度実施した農地パトロールでの現況確認の結果による計画となっております。

目標につきましては、既存遊休農地の解消は令和3年度の遊休荒廃農地面積が104ヘクタール、対象面積は5分の1を1人の対象面積の目標とすることとなっているため、20.8ヘクタールを目標として継続されております。2の新規発生遊休荒廃農地の解消につきましては、昨年の農地パトロールの結果、新たに発見された遊休農地が反映された面積となっております。

続きまして 14 ページになります。

新規参入の促進につきましては、2 の目標としまして、過去 3 年間の権利移動面積の平均の 1 割以上を設定することとなっており、農業振興課で報告している担い手農地利用集積状況調査の前年対比の面積となっています。

次の最適化活動の活動目標につきましては、今年度も 1 人当たりの活動日が月当たり 10 日を超えるよう設定しております。1 日 5 分でも活動いただき、別紙にご記入いただきますようお願いいたします。

活動評価結果につきましては、その時期までに地域計画および座談会の開催をお願いしたいと思います。

以上となります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第 6 号について原案通り賛成とする委員の挙手をお願いします。挙手全員であります。よって、議案第 6 号は原案通りとすることに決しました。

次に進みます。議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（宮本局長補佐）

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見について

本件は農業振興課から地域計画の変更に伴い意見を求められているものであります。住宅の建築のため、農振農用地からの除外に伴う目標地図からの除外であります。

対象地区は高丘地区栗林 詳細は〇〇〇〇 畑 671 平方メートル
除外箇所は次のページの中段のやや左側 赤色の部分であります。

今回削除する内容は目標地図の表示のみであり、耕作者リストに関する変更はありません。

説明は以上であります

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りいたします。

議案第 7 号について、意見なしということに賛成委員の挙手を求めます。挙手全員でありますので、議案第 7 号につきましては意見無しとすることに決めます。

本日お願いしております議案質疑は以上でございます。

全体を通して何かご質問ご意見がございましたらご発言願えればと思います。後ほどでも結構です何かお気づきになりましたらご発言願います。

特にないようですので進行を事務局へお返しいたします。

事務局（佐々木局長）

ありがとうございました。続いて日程5 その他に進みます。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

（午後3時10分 閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 武田 利彦

署名委員 小林 美代子